

別表第1（第3条関係）

| 種 別 | 調 査 日 | 貸 与 期 限 |
|-----------------|-------|-----------------|
| 冬作業服 冬作業服VC製 | 5月1日 | 調査日の属する年の11月1日 |
| 夏作業服 | 8月1日 | 調査日の属する年の翌年4月1日 |
| 防寒作業服 | 5月1日 | 調査日の属する年の11月1日 |
| 略 帽 | 5月1日 | 調査日の属する年の12月1日 |
| 運 動 靴 | 7月1日 | 調査日の属する年の12月1日 |
| 安全短靴 | | |
| 半長安全靴 | | |

別表第2（第4条関係）

| 種別 | 貸与対象者 | | 貸与周期 | 貸与数量 |
|-------------|--------|---|------|---------------|
| | 職種 | 対象となる所属等 | | |
| 冬作業服 | 事務職員 | 管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 施設保全センター | 永年 | 1組 |
| | 技術職員 | 庁外所属 | 1.0年 | 上衣1着 ズボン2着 |
| | | 庁内所属 | 3.0年 | 1組 |
| | 技能職員 | 全所属（VC製の被貸与者を除く） | 1.0年 | 上衣1着 ズボン2着 |
| 冬作業服 VC製 | 技能職員 | 施設保全センター（金属技工員の鍛工及び溶接工のみ） | 1.0年 | 上衣1着 ズボン2着 |
| 夏作業服 | 事務職員 | 管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 施設保全センター | 永年 | 1組 |
| | 技術職員 | 庁外所属 | 1.0年 | 1組 |
| | | 庁内所属 | 2.0年 | |
| | 技能職員 | 全所属 | 1.0年 | |
| 防寒作業服 | 技術職員 | 施設課 工務課（現場事務所勤務者のみ） 庁外所属 | 永年 | 1着 |
| | 技能職員 | 全所属（検査工・機械工作工を除く） | | |
| 略帽 | 事務職員 | 管財課（立会検査業務従事者のみ） | 永年 | 1個 |
| | 技能職員 | 柴島浄水場（庶務・維持・技術調査・工業用水道業務従事者のみ） 庭窪浄水場（庶務・維持業務従事者のみ） 豊野浄水場（維持業務従事者のみ） 施設保全センター | 3.0年 | |
| 運動靴 | 別に定める。 | | | |
| 安全短靴 | | | | |
| 半長安全靴 | | | | |

注1 再任用職員に対する局被服の貸与についても、この基準表を適用する。

2 一般作業員である技能職員には、従事する職務内容により必要な局被服を貸与する。

3 「庁外所属」とは、各水道センター及び各浄水場、施設保全センター、水質試験所を、「庁内所属」とは、「庁外所属」以外の各所属をいう。

4 「組」は、貸与品が上衣、下衣の1組のものであることを示す。

5 貸与周期が永年の場合は、初回に数量1を貸与し、その後、原則として再貸与しない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。

6 貸与期間は、貸与周期が年数で表示されるものにあつては、その2倍の期間とし、永年のものにあつては、返却しない限りその職務にある期間中とする。

別表第3（第5条関係）

| 種 別 | 初 回 貸 与 | | 次期貸与時期 |
|-----------------|------------------------------------|---------------------|---------------------------------------|
| | 時 期 | 数 量 | |
| 冬作業服 冬作業服VC製 | 職務開始までに臨時貸与 | 2組 (在庫不足の場合は、1組) | 貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時 |
| 夏作業服 | 職務開始までに臨時貸与 | 2組 (在庫不足の場合は、1組) | 貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時 |
| 防寒作業服 | 事由発生日が11月～3月の間にある場合、職務開始までに臨時貸与 | 1着 | 貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時 |
| | 事由発生日が11月～3月の間にない場合、事由発生日後、最初の定期貸与 | 1着 | 次回の定期貸与時 |
| 略 帽 | 職務開始までに臨時貸与 | 1個 | 貸与周期月数を経過した直後の定期貸与時 |
| 運 動 靴 | 職務開始までに臨時貸与 | 1足又は2足 | 貸与周期月数を経過した直後の定期貸与時 ※現品貸与扱いのものは除外。 |
| 安全短靴 | | | |
| 半長安全靴 | | | |

注1 「事由発生日」とは、採用、異動その他の事由により新たに局被服を貸与すべき事由が生じた日をいう。

2 「貸与周期月数」とは、当該貸与被服の貸与周期に応じて次の月数とする。

貸与周期1年 10月

貸与周期2年 22月

貸与周期3年 34月

3 冬作業服及び夏作業服を初回に1組貸与した場合は、その直後の定期貸与時に1組貸与する。

別表第4（第6条関係）

| | 種 別 | 貸与対象者・貸与方法・数量 | | | |
|-------------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 局部長級 | 課 長 級 | 課長代理級 | 係 長 級 |
| 緊急 作業 用 被 服 | 冬作業服 | ○ 現品貸与 1 組 | ○ 現品貸与 1 組 | ○ 現品貸与 1 組 | ○ 現品貸与 1 組 |
| | 夏作業服 | ○ 現品貸与 1 組 | ○ 現品貸与 1 組 | ○ 現品貸与 1 組 | ○ 現品貸与 1 組 |
| | 防寒作業服 | ○ 現品貸与 1 着 | △ 現品貸与 1 着 | △ 現品貸与 1 着 | △ 現品貸与 1 着 |
| | 半長安全靴 (又は運動靴) | ○ 現品貸与 1 足 | △ 現品貸与 1 足 | △ 現品貸与 1 足 | △ 現品貸与 1 足 |
| | | | | | |

注1 「○」は、例外なく貸与することを、「△」は、原則として本庁舎以外に勤務する技術職員で、かつ、

必要と認める職にある者に対して個別判断により貸与することを示す。

- 2 貸与品は、原則現品をもって貸与する。
- 3 初回に数量1を貸与し、その後、原則として再貸与しない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。
- 4 貸与期間は、返却しない限り管理職である期間中とする。
- 5 「1組」は、貸与数量が上衣1着・ズボン1着であることを示す。
- 6 靴類は、半長安全靴を原則とするが、職務上の必要等の理由により特に要望がある場合は、運動靴に代え

別表第5（第8条関係）

| 返納を免除する場合 | 免除する局被服 |
|---|-------------------------------|
| 天災その他避けることのできない事由により返納できないと職員課長が認定した場合 | 貸与期間中の当該局被服 |
| 死亡又は法定伝染病若しくは他人に感染のおそれのある疾病により退職した場合 | 貸与期間中の局被服 |
| 勤続25年以上で退職又は転勤した場合 | |
| 勤続20年以上で大阪市職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）又は水道局早期退職制度実施要綱（昭和59年3月31日局長決。以下「要綱」という。）の規定により退職した場合 | |
| 勤続10年以上25年未満で退職又は転勤した場合 | 貸与開始から貸与期間の2分の1を経過した貸与期間中の局被服 |
| 勤続20年未満で条例又は要綱の規定により退職した場合 | |